論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	西村　勝広（にしむら　かつひろ）
○学位の種類	博士（工学）
○授与番号	乙　第 562 号
○授与年月日	2018 年 9 月 14 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 2 項 学位規則第 4 条第 2 項
○学位論文の題名	各務原台地における土地利用の歴史的変遷に関する研究
○審査委員	（主査）深川　良一　（立命館大学理工学部教授） 大窪　健之　（立命館大学理工学部教授） 小林　泰三　（立命館大学理工学部教授）

＜論文の内容の要旨＞

本論文は、岐阜県各務原市に位置する各務原台地の地形的特質を詳細に分析し、古代から近代に至るまでの土地利用や社会的背景と比較することを通して、台地の環境特性が土地利用の変遷に深く関わってきたことを明らかにしようとした研究である。分析は、地域学の手法を取り入れ、多様な学問領域、例えば自然科学、社会科学、土木工学、環境工学など、学際的な視座から取り組んだ。

第 2 章では、各務原台地の地形的特徴について、既存のボーリングデータや古地図、市道や砂利採取工事現場の調査など、身辺に存在する情報を整理して分析した。そして、台地の形成過程について既往研究を検証しつつ、地形図や断面図を用いて新しい知見を提示した。

第 3 章では、各務原台地をはじめ、低位段丘面、岩盤丘陵、木曽川など、地域の特徴的な地形を活かした土地利用形態を、集落や古墳、山城、武家屋敷等の立地から考察するとともに、それらの土木工法について、工程の復元や土量計算により土木工学的視点から分析した。

第 4 章では、土地利用の変遷については、地形と遺跡分布の関係や、時代別の分布変化を図で視覚化し、その意味を防災や稲作農耕社会、環境資源、都市計画等に関連付けて分析した。また、人が災害と対峙し防災に取り組んだ考え方を、古代の災害遺跡や近世の防災遺構の例から指摘した。

第 5 章では、近代に入り、農業に向かず不毛の地であった各務原台地が、急速に開発されていった理由を分析した。また、初期の飛行場設備や近代都市成立の過程について、新出の文献を含む歴史資料を調査・整理して叙述した。

以上の分析事項を総括し、各務原台地の環境特性が社会的なニーズによってメリットにもデメリットにもなり、土地利用の変遷に深く関わって地域固有の歴史を育み、近代に至っては航空機産業を中核とした都市を成立させる引き金になったと結論した。

＜論文審査の結果の要旨＞

本論文は、各務原台地の地形的特質を詳細に分析し、古代から近代に至るまでの土地利用や社会的背景と比較することを通して、台地の環境特性が土地利用の変遷に深く関わっていたことを明確にした興味深い研究である。以下特筆すべき点について述べる。

(1)地域学の手法を取り入れ、多様な学問領域、例えば自然科学、社会科学、土木工学、環境工学など、学際的な視座から取り組んだ研究として評価できる。

(2)各務原台地の形成過程について、既往研究を検証しつつ、地形図や断面図を駆使して新しい知見を提示した。また、既存のボーリングデータや古地図、市道や砂利採取工事現場の調査など、身辺に存在する情報を効率よく利用している点がユニークである。

(3)各務原台地、低位段丘面、岩盤丘陵、木曽川など、地域の特徴的な地形を活かした土地利用形態が、遺跡や古墳の立地等に基づいて分析された。特に、地形と遺跡分布の関係、時代による分布の変化の意味を土地の特性や社会的背景に関連付けて明らかにした点が評価できる。

(4)遺跡や古墳を、築造工法の復元や切盛土量計算によって土木工学的視点から分析した点がユニークである。

(5)飛行場誘致の理由について、既往研究のほかに軍の戦略や近世の土地利用形態にまで関連付け、土地の地理や歴史との関連を示した点が興味深い。また、飛行場の開設により、航空機産業を中心とする近代都市がインフラを整備しながら形成されていく過程を歴史資料に基づいて明らかにした。

以上の論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

＜試験または学力確認の結果の要旨＞

本論文の公聴会は、2018 年 7 月 31 日（火）15 時 30 分～17 時 15 分　立命館大学びわこ・くさつキャンパス　トリシアⅠ・第 2 会議室において行われた。学位申請者西村勝広氏による論文要旨の説明の後、審査委員は学位申請者に対する口頭試問を行った。各審査委員および公聴会参加者より、坊の塚古墳における切盛土量計算の根拠、古墳の分布と集落の分布の関係、研究成果の今後の活用法などに関する質問がなされたが、いずれの質問に対しても学位申請者の回答は適切なものであった。

また、本学学位規程第 23 条および第 24 条に基づき、学位申請者に対して学力確認のために専門科目 3 科目（土質力学、土木施工学、文化遺産防災学）および外国語（英語）の試験を行った。試験結果を主査、副査で検討した結果、本学大学院理工学研究科博士課程後期課程修了者と同等以上の学力を有することが確認された。

以上の諸点を総合し、審査委員会は、本学学位規程第 18 条第 2 項に基づき、学位申請者に対し、「博士（工学　立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。